

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 五二
- 青少年に有害な図書類として指定する件 五二
- 一般廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 五三
- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 五三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件三件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 五五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五五
- 正 誤 五五
- 平成二十六年十一月二十一日付け号外第五十六号中 五五

告 示

福島県告示第七百一号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
 平成二十六年十二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一二六	あひるの手紙	朽木 祥・作 ささめやゆき・絵	推奨対象 小学 生（低学年）

一二七	戦場のオレンジ	エリザベス・レアード・著者 石谷尚子・訳者 （株式会社評論社）	（株式会社倭成出版社） 推奨対象 小学 生（中学年及び 高学年）、中学 生、高校生、青 年及び一般
一二八	ゾウがとれる村	ニコラ・デイビス・作 者 もりうちすみこ・訳者 （株式会社さ・え・ら 書房）	推奨対象 小学 生（中学年及び 高学年）、中学 生、高校生、青 年及び一般

（青少年・男女共生課）

福島県告示第七百二号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十六年十二月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五七二	コミック	月刊いちばん残酷なまん がグリム童話 2014 12月号 （08305-12）	株式会社ぶんか 社	著しく青少年の 粗暴性又は残酷 性を助長し、そ の健全な育成を 阻害するおそれ がある。
六五七三	雑 誌	チャンプロード 201 4 12月号 （06231-12）	株式会社笠倉出 版社	
六五七四	雑 誌	21世紀殺人者読本 （66095-25）	株式会社宝島社	
六五七五	雑 誌	月刊実話ドキュメント 2014 12月号 （15115-12）	マイウェイ出版 株式会社	

六五七六	雑誌	実話ナックルズ極ベスト Vol.9 激変!ニッ ポンの裏社会 (68513-43)	ミリオンの出版株 式会社	
六五七七	雑誌	実話ナックルズ 12月 号 (04877-12)	ミリオンの出版株 式会社	著しく青少年の 自殺又は犯罪を 誘発し、その健 全な育成を阻害 するおそれがあ る。

(青少年・男女共生課)

福島県告示第七百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十六年十二月二日から平成二十七年一月五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 関谷 毅史
福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県相馬郡飯館村蔵平字蔵平百九十九番、二百一番、二百二番及び二百三番
- 三 一般廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
片付けごみ、家屋解体廃棄物、除染廃棄物及び農林業系廃棄物（産業廃棄物及び特定廃棄物であるものを除く。）
- 五 申請年月日
平成二十六年十一月十八日
- 六 縦覧場所
1 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢五百八十番地一
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

福島県告示第七百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十六年十二月二日から平成二十七年一月五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 関谷 毅史
福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県相馬郡飯館村蔵平字蔵平百九十九番、二百一番、二百二番及び二百三番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の種類
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、木くず及び動物のふん尿
- 五 申請年月日
平成二十六年十一月十八日
- 六 縦覧場所
1 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢五百八十番地一
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
飯館村除染推進課
- 2 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢五百八十番地一
福島県南相馬市生活部生活環境課
- 3 福島県南相馬市生活部生活環境課
福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地
浪江町ふるさと再生課
- 4 福島県南相馬市生活部生活環境課
浪江町ふるさと再生課
- 5 浪江町二本松事務所総務課
福島県二本松市北トロミ五百七十三番地

(一般廃棄物課)

5 浪江町二本松事務所総務課
福島県二本松市北トロミ五百七十三番地

(産業廃棄物課)

福島県告示第七百五号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十六年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称		住所又は所在地		賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日	
柏村 榮		西白河郡矢吹町東長峰二一七		西白河郡矢吹町西長峰六二九ほか十二筆		西白河郡矢吹町田町七四七ほか九筆		平成二十六年一月一三日	
齋藤 常治		西白河郡矢吹町東長峰二一八		西白河郡矢吹町東長峰七三六ほか八筆		西白河郡矢吹町西長峰六〇七ほか五筆		同 日	
野崎 久		西白河郡矢吹町根宿四九五―四		西白河郡矢吹町東長峰七三六ほか八筆		西白河郡矢吹町西長峰六〇七ほか五筆		同 日	
小針 一之		西白河郡矢吹町根宿六八〇		西白河郡矢吹町東長峰七五七ほか八筆		西白河郡矢吹町東長峰七二四ほか三筆		同 日	
加藤 善一		西白河郡矢吹町弥栄五七七		西白河郡矢吹町東長峰七二四ほか三筆		西白河郡矢吹町東長峰七一九ほか二筆		同 日	
富永 幸雄		西白河郡矢吹町東長峰五〇		西白河郡矢吹町東長峰七一		西白河郡矢吹町東長峰七		同 日	
大和田 昭雄		西白河郡矢吹町鍋内一九〇		西白河郡矢吹町東長峰七一		西白河郡矢吹町東長峰七		同 日	
酒井 清喜		西白河郡矢吹町弥		西白河郡矢吹町東長峰七		西白河郡矢吹町東長峰七		同 日	

栄五三五
六一ほか五筆

鈴木 英次	耶麻郡猪苗代町大字字翁沢字屋敷一七六四	耶麻郡猪苗代町大字字前田一ほか四十七筆	同 日
小熊 繁三郎	河沼郡会津坂下町大字金上字太田谷地四五二三	河沼郡会津坂下町大字金上字太田谷地二〇三ほか四十五筆	同 日
小林 惣之助	河沼郡会津坂下町大字金上字太田谷地四五二〇	河沼郡会津坂下町大字金上字太田谷地二〇二―一ほか七筆	同 日

(農業担い手課)

福島県告示第七百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市久之浜町末続字下長沢三一、三二、四三から四七まで、四九、五二、五三、五四の三、五六の一、五七の一、五九、六〇の一から六〇の三まで、六一の一、六三の一、六五、六六、六八の一、六九の一、七〇、七一、七三、九二、字岸内一二一、一二二、字深谷九二の一、久之浜町金ヶ沢字小浜二九、三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで、一八、字戸ノ入七七から七九まで
保安林として指定された目的
風害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下長沢四三・五三(以上二筆、次の図に示す部分に限る。)、五四の三、六九の一・七〇・七三(以上三筆、次の図に示す部分に限る。)、字岸内一二二、字深谷九二の一(次の図に示す部分に限る。)、字小浜三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで・一八(以上四筆、次の図に示す部分に限る。)、字戸ノ入七七、七八、七九(次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採することができる立木は、いわき市森林整備計画で定める

- 標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市久之浜町久之浜字須賀二七の三、二七の七、二八の一、二八の三、久之浜町末統字下長沢四三・五三(以上二筆、次の図に示す部分に限る。)、五四の三、六九の一・七〇・七三(以上三筆、次の図に示す部分に限る。)、字岸内一二二、字深谷八八の五、八八の六、九二の一(次の図に示す部分に限る。)、久之浜町金ヶ沢字小浜三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで・一八(以上四筆、次の図に示す部分に限る。)、字戸ノ入七七、七八、七九(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 双葉郡川内村大字上川内字長阿勢美五〇の一、五〇の一の二、五〇の一の八、五〇二、字川張五〇の一、五〇二の二、五〇二、字戸沢五〇の一、字西金山一の一、一の三、字大笹一から五まで、字四蔵森五〇一、字和田山五〇一、字四蔵日向一から五まで、大字下川内字マリ山五〇一の二、双葉郡広野町大字上浅見川字五社森一、字深山小屋一、字廣平一
- 2 保安林として指定された目的
- 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字五社森一、字深山小屋一、字廣平一
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町村に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字狹五二一、五二二、五二〇、字五枚沢五二〇、五二二、字道ノ下五二二の二四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字上浅見川字五社森一、字深山小屋一、字廣平一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市大久町大久字石ノ本七九の二、字滝ノ尻九七の三、九七の四、九七の八、九七の一、字一盃森九〇の二、九〇の三二から九〇の四七まで、九〇の五三、九〇の五四、字芦沢二四一の二三、二四一の八二から二四一の九五まで、二四一の一〇四、二四一の一〇五、二四一の二九から二四一の三六まで、二四一の一四〇、字寺ノ作二二七の六、二二七の四二、二二七の四三、二二七の四五、二二七の四七から二二七の四九まで、二二八の九、二二八の一七、二二八の四二、二二八の四四から二二八の八八まで、二二八の一〇三から二二八の一三三まで、二二八の一八八、二二八の九九、二二八の一九一、二二八の二〇一、二二八の二〇二、字入間沢七四の四〇、七四の六五から七四の六七まで、七四の七〇から七四の七五まで、七四の七九、七四の一〇七から七四の一〇六まで、七四の一四〇から七四の一五七まで、七四の一七〇から七四の一七五まで、七四の一八六から七四の一八八まで、七四の一九六、七四の一九七、七四の二一〇から七四の二一七まで、大久町小久字南沢一の四、一の三三、一の四六から一の六〇まで、一の一一〇から一の一二六まで、一の一二九、一の二二二から一の二三七まで、一の二四〇、一の二五七から一の二六三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市久之浜町末続字館四四の一、五九、六〇の一、六一の一、六一の六六、字下長沢七四の一、七五、七六、字花立一五から二一まで、二二の三、二八の二、二九、三四、字塩民九六、九七、久之浜町金ヶ沢字藪下二九、三〇、三一の一、三二の二、字明不作三三、字坂下六四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字館四四の一、五九、六〇の一、六一の一、六一の六六、字下長沢七四の一、七五、七六、字花立一五から二一まで、二二の三、二八の二、二九、三四、字塩民九六、九七、字藪下二九、三〇、三一の一、三二の二、字明不作三三、字坂下六四（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市久之浜町末続字戸ノ内一〇八の一、久之浜町久之浜字館ノ山四の一、五の一

三 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

四 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

五 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十六年十二月二日

土地改良区の名称
阿賀川土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員

住所

理事 齋藤 善平

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 横山 源栄

同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同 蓮沼 哲

同 郡同 町大字金上字東村八四番地

同 岩淵 一

同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 宇内 紘

同 郡同 町大字青津字本丁五六番地

同 二瓶 裕一

同 郡同 町大字三谷字谷地二八七番地

同 谷津 英世

同 郡同 町大字海老細字大道下乙三六一番地

同 石田 栄

同 郡同 町大字新開津字村内三二番地

同 慶徳 正之

同 郡同 町大字立川字金山一五〇番地

同 樋 仲喜

同 郡同 町大字開津字浄福甲八六番地

同 角田 孝

同 郡同 町大字金上字館一六九番地

同 石川 源一

同 郡同 町大字五香字十日町五二三番地

同 齋藤 義春

同 郡同 町大字合川字場化一四六五番地

就任した役員

氏名

住所

理事 齋藤 善平

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 横山 源栄

同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同 角田 孝

同 郡同 町大字金上字館一六九番地

同 岩淵 一

同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 大樋 和美

同 郡同 町大字開津字館中乙一四番地

同 二瓶 庄一

同 郡同 町大字御池田字小池六〇番地

同 石川 源一

同 郡同 町大字五香字十日町五二三番地

同 若桑 勝

同 郡同 町大字青津字本丁五六番地

同 佐藤 清隆

同 郡同 町大字福原字家東一六番地

同 稲垣 宗平

同 郡同 町大字東原字館ノ内七三一番地

同 古俣 健二

同 郡同 町大字沼越字村東三四四番地一

同 佐藤 憲治

同 郡同 町大字三谷字谷地三四〇番地

同 齋藤 義春

同 郡同 町大字合川字場化一四六五番地

同 大堀 三男 会津若松市北会津町和泉一九一番地

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年十一月二十一日付け号外第五十六号中

四	三〇	緊急雇用創出事業	緊急雇用対策事業
---	----	----------	----------